

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知 (南丹広域振興局)	797
○道路の区域変更 (乙訓土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (〃)	798

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (中丹広域振興局)	799

○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所) 799

選挙管理委員会

○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	〃

告 示

京都府告示第554号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年11月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
南丹市日吉町畑郷後野46の5
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、

南丹市役所においてその関係書類を閲覧することができる。)

京都府告示第555号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年11月10日から令和5年11月24日まで縦覧に供する。

令和5年11月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路 線 名 伏見柳谷高槻線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長岡京市開田3丁目111の2から	前	最小 10.4 ^m 最大 17.0	125.9 ^m
	後	最小 11.5 最大 17.2	

- 縦 覧 場 所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 伏見向日線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
向日市森本町東ノ口4の4から 向日市森本町四ノ坪27の21まで	前	最小 9.5 ^m 最大 14.6	61.0 ^m
	後	最小 12.0 最大 21.0	

- (4) 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年11月10日から令和5年11月24日まで縦覧に供する。

令和5年11月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 伏見柳谷高槻線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
長岡京市開田3丁目111の2から 長岡京市開田3丁目39の4まで	令和5年11月10日

- (4) 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 伏見向日線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
向日市森本町東ノ口4の4から 向日市森本町四ノ坪27の21まで	令和5年11月10日

- (4) 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年11月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大信商事株式会社
吹田市桃山台三丁目1番7号
代表取締役 大原 純孝
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファミレやわた
八幡市八幡源氏垣外1の4
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社コノミヤ 大阪市鶴見区今津南一丁目5番32号	株式会社光洋 茨木市横江二丁目7番52号 ダイエー茨木プロセスセンター 代表取締役 芋縄 隆史 ほか13業者	平25. 9. 16 ほか	小売業を行う者の名称及び住所の変更並びに退店及び出店のため

2 届出年月日

令和5年10月16日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和5年11月10日から令和6年3月11日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福知山市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年11月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ福知山・京滋マツダ福知山店
福知山市字篠尾小字長ヶ坪115番7ほか
- 2 届出者の名称及び住所
(1) 大和リース株式会社
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
(2) 株式会社京滋マツダ
京都市南区吉祥院向田西町1番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年6月7日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年11月10日から令和5年12月11日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年11月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
乙訓郡大山崎町字円明寺小字横林21・22合併の一部
(関連区域)
乙訓郡大山崎町字円明寺小字横林21・22合併の一部、町有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
乙訓郡大山崎町字大山崎小字藤井畑74の1
池田 弘
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
乙訓郡大山崎町字下植野小字山王前9の1の1

部、9の2、9の12、11の1の一部、小字菖蒲原19の3の一部、19の4の一部、20の3の一部、21の2の一部、町有地

(関連区域)

乙訓郡大山崎町字下植野小字飯田2の一部

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
高槻市須賀町37の2
タキガワハウジング株式会社

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第89号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年11月10日

京都府選挙管理委員会

委員長 坪 内 正 一

41,663人

京都府選挙管理委員会告示第90号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年11月10日

京都府選挙管理委員会

委員長 坪 内 正 一

360,388人

京都府選挙管理委員会告示第91号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙

人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年11月10日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

北	区	30,193人
上	京 区	21,032人
左	京 区	41,208人
中	京 区	29,472人
東	山 区	9,520人
山	科 区	36,178人
下	京 区	21,625人
南	区	27,308人
右	京 区	53,666人
西	京 区	40,190人
伏	見 区	74,411人
福	知 山 市	20,908人
舞	鶴 市	21,762人
綾	部 市	8,983人
宇	治市及び久世郡	54,972人
宮	津市及び与謝郡	11,164人
亀	岡 市	24,303人
城	陽 市	21,126人
向	日 市	15,645人
長	岡京市及び乙訓郡	27,144人
八	幡 市	19,245人
京	田辺市及び綴喜郡	23,655人
京	丹 後 市	14,700人
南	丹市及び船井郡	12,423人
木	津川市及び相楽郡	33,543人